

第 2 回 士 別 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令 和 6 年 7 月 2 6 日

士 別 市 農 業 委 員 会

第 2 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 26 日（金曜日）
午後 2 時 30 分開会
午後 3 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第 2	報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について
日程第 3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 4	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第 4 号	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について
日程第 7	議案第 5 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

出席委員（26 名）

1 番	工 藤 修 一 君	2 番	木 下 一 彦 君
4 番	森 野 良 次 君	5 番	酒 井 直 樹 君
6 番	鈴 木 茂 樹 君	7 番	古 市 光 敬 君
8 番	永 峯 健 一 君	9 番	鈴 木 淳 一 君
10 番	阿 部 秀 範 君	11 番	渡 辺 亨 君
12 番	梅 津 宣 保 君	13 番	山 下 篤 君
14 番	本 間 一 明 君	15 番	柳 眞由美 君
16 番	松 井 薫 君	17 番	鈴 木 庄一郎 君
18 番	古 川 昇 君	19 番	大 崎 陽 司 君
20 番	中 山 義 隆 君	21 番	十 河 謙 一 君
22 番	栗 本 勝 君	23 番	安 念 としよ 君
24 番	櫻 田 三 央 君	25 番	齊 藤 哲 郎 君
26 番	新 田 康 仁 君	27 番	上 野 浩 二 君

出席説明員（4 名）

事務局長	林 秀 忠 君
副 長	小 林 泉 君
主 幹	梶 山 賢 一 君

4. 会議の概要

(午後 2 時 00 分 開会)

- 議長（上野浩二君）第 2 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 26 名であります。

定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、1 番 工藤修一委員、2 番 木下一彦委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてありますが「寺崎委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

- 議長（上野浩二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（松本奨悟君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 5 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●外 2 件の再認定、4 件の再認定、4 件の変更認定、2 件の期間満了がありました。

なお、累計は、先月比 2 件減の 420 件 となっております。

以上で報告を終わります。

- 議長（上野浩二君） 質疑に入ります。 ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了といたします。
-

- 議長（上野浩二君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●外1件より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第3、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、申請者、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、用悪水路、面積合わせて485 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も用悪水路として利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積784 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、平成年月日不詳より格納庫として、利用しており、現在も宅地として利用されています。本来、転用案件であります。土別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、用悪水路、面積3.32 m²、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も用悪水路として利用されている土地であります。

なお、現地確認につきましては、番号1番は7月3日に、番号第2番は7月12日に、番号3番は7月12、17日にいずれも各担当地区農業委員3名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君）

次に、日程第 4、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第 3 条の規定により、許可申請のあった農地等の権利移転許可の可否について、同条第 2 項に基づきご審議願います。

番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●、地目、畑、面積 1, 296 m²、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 5、議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積991㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外4筆、地目、・畑・用悪水路、面積18,469㎡、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外1筆、地目、・畑、面積411㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積2,119.62㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

以上、4件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第6、議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 士別市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」ご説明申し上げます。

本指針につきまして、農業委員会に関する法律の第7条にもとづき、農業委員会の必須業務である、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について定めるものです。 「農地等の利用の最適化の推進」とは、

○遊休農地の発生防止・解消

○担い手への農地利用の集積・集約化

○新規参入の促進

の3つであり、その目標、推進方法を内容とし、農業委員の任命期間に合わせ令和9年度を目標とし、任命期間である3年ごとの検証・見直しを行います。

詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第7、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。

令和元年10月に農業委員の不祥事が発生したことを受け、農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を年1回以上実施することとされております。

農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。士別市農業委員会においても法令遵守の徹底を図るうえで、農業委員会としての意思を表明するため、本決議を実施するものであります。

決議内容について、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を朗読いたします。

朗読（農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案））

以上 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 2 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 3 時 00 分 閉会）